

2. エコポイントの発行対象

エコポイントの発行対象

○エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工※したもの

※根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

○エコリフォーム

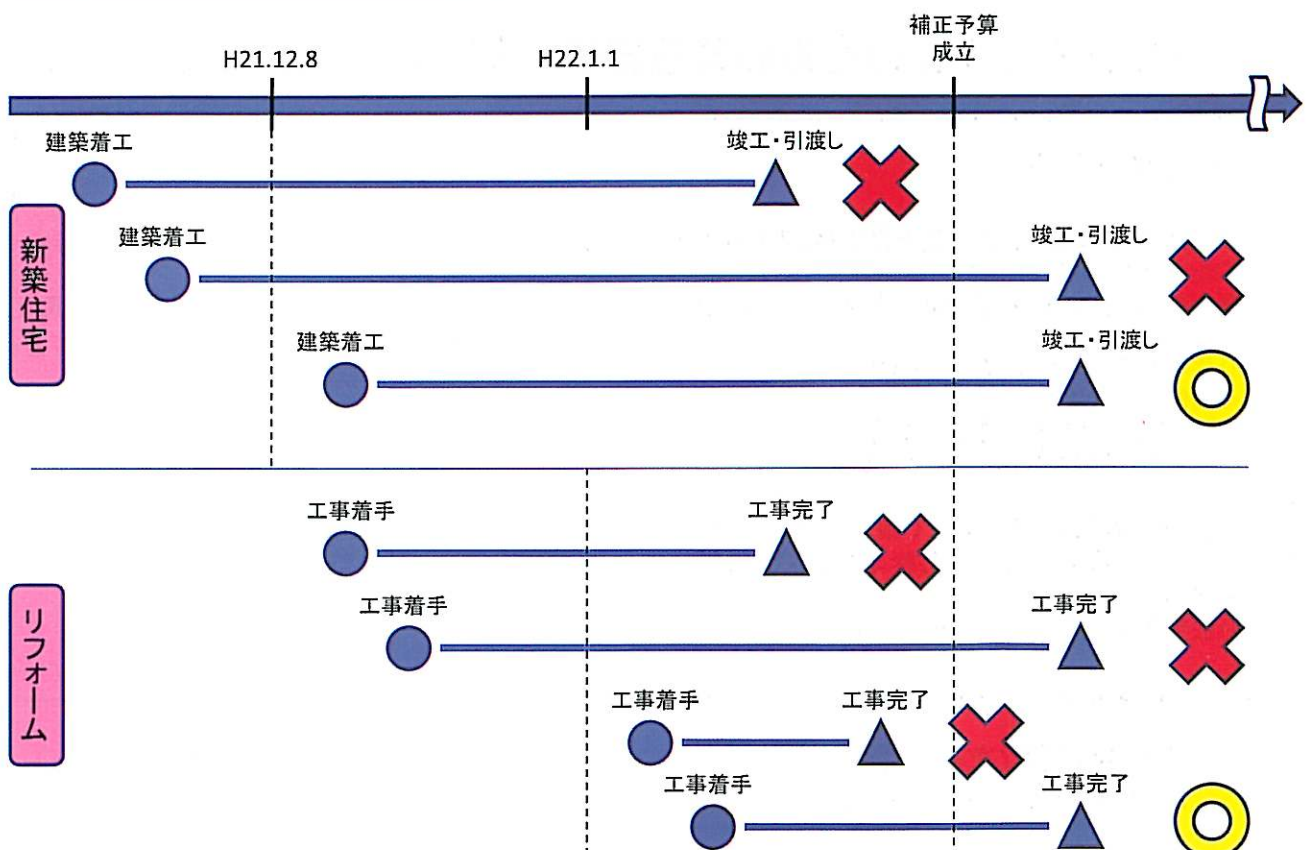
平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事に着手※したもの

※ポイント対象工事を含む工事全体の着手

- ・ ただし、平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものが対象
- ・ エコポイントの申請期限については、今後公表予定。
- ・ 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず対象
- ・ 国からの補助を受けて窓や壁等の断熱工事を行っている場合は、エコポイントの発行対象外（高効率給湯器や太陽光発電設備等については、ポイント対象工事に該当しないため、これらに対する補助を受けていても、エコポイントの発行対象になる）
- ・ 税制特例や融資の優遇を受けることは可能

4

2. エコポイントの発行対象



5